

(目的)

第1条 この条例は、住民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、住民の消防行政への参加を促進し、消防行政に対する理解と信頼を深め、もって組合の有するその諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた消防行政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (2) 実施機関 鯖江・丹生消防組合管理者、監査委員および議会をいう。

(平20条例2・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈および運用に当たっては、行政文書の開示を請求する住民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定に基づき、行政文書の開示を請求しようとする者は、この制度の目的とするところに従つてその権利を正当に行使するとともに、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

(行政文書の開示を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

(平21条例6・全改)

(開示の請求方法)

第6条 前条の規定による行政文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)は次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名または名称および住所または事務所もしくは事業所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平21条例6・一部改正)

(開示しないことができる行政文書)

第7条 実施機関は、開示請求があつた行政文書に、次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときは、当該行政文書を開示しないことができる。

- (1) 法令または条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)もしくは個人識別符号が含まれるものまたは特定の個人を識別することはできないが、当該情報を開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報
 - イ 実施機関が公表することを目的として作成し、または取得した情報
 - ウ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

オ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、または取得した情報であつて、開示することが公益上必要と認められるもの

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等または当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によつて生ずる危害から人の生命、身体または健康を保護するため、開示することが必要と認められる情報

イ 違法または不当な事業活動によつて生ずる障害から消費生活その他住民の生活を保護するため、開示することが必要と認められる情報

ウ アまたはイに掲げる情報に準ずる情報であつて、開示することが公益上必要と認められるもの

- (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、または取得した情報であつて、開示することにより国等との関係において、事務の執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

- (5) 組合の内部または組合と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等の意思形成過程における情報であつて、開示することにより公正または適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

- (6) 組合または国等が行う取締り、監督、立入検査、争訟、許可、認可、試験、交渉、渉外、入札、人事その他の事務事業に関する情報であつて、開示することにより当該事務事業の公正または適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

- (7) 実施機関、組合の執行機関の附属機関およびこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議の審議、協議、議決等に係る情報であつて、当該情報を開示することにより当該合議制機関等の公正または円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあり、かつ、当該合議制機関等の議事運営規程または議決により開示しない旨を定めているもの

- (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(平12条例5・平18条例1・令5条例3・一部改正)

(行政文書の部分開示)

第8条 実施機関は、開示の請求があつた行政文書の一部に、不開示情報が記録されている場合において、その部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(平21条例6・一部改正)

(開示請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、第6条第1項の規定による開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、当該請求に係る行政文書の開示の可否を決定しなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間および理由を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、行政文書の開示をしない旨の決定(前条の規定により、行政文書の一部を除いた部分につき開示する場合(以下「部分開示をする場合」という。))を含む。)をする場合は、第2項に規定する通知書に不開示の理由(部分開示をする場合においては、当該行政文書の一部を除く理由)を付記しなければならない。この場合において、不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る行政文書に国等および開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(平21条例6・令5条例3・一部改正)

(事案の移送)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平21条例6・追加)

(開示の実施および方法)

第11条 行政文書の開示は、実施機関が第9条第2項の規定による通知書により指定する日時および場所において行う。

2 行政文書の開示は、文書または図画については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書を直接開示することにより、当該行政文書が汚損され、または破損されるおそれがあるとき、第8条の規定による行政文書の開示をするときその他相当の理由があるときは、当該行政文書の写しにより開示することができる。

(平20条例2・一部改正、平21条例6・旧第10条繰下・一部改正)

(費用負担)

第12条 行政文書の開示に係る手数料は無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とする。

(平21条例6・旧第11条繰下)

(審査請求があつた場合の手続)

第13条 実施機関は、第9条第1項の規定による決定について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求(不作為についての審査請求を含む。)があつた場合は、当該審査請求が不適法であることを理由に却下するときを除き、鯖江・丹生消防組合情報公開審査会に諮問して、その議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平21条例6・旧第12条繰下、平28条例5・一部改正)

(情報公開審査会)

第14条 前条の規定による諮問に応じ審査請求について審査するため、鯖江・丹生消防組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係人に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または書類の提出を求めることができる。

3 審査会は、第1項に規定する審査のほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

4 審査会は、5人以内の委員をもつて組織する。

5 委員は、住民および優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(平21条例6・旧第13条繰下、平28条例5・一部改正)

(他の制度との調整)

第15条 法令等の規定により、情報の閲覧もしくは縦覧または情報の謄本もしくは抄本等の交付手続きが定められている場合については、当該法令等の定めるところによる。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 この条例は、前項本文に規定するもののほか、住民の利用に供することを目的として保管している行政文書については、適用しない。

(検索資料)

第16条 実施機関は、行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第17条 管理者は、毎年、各実施機関の運用状況を取りまとめ公表するものとする。

(情報公開制度の総合的な推進)

第18条 実施機関は、この条例の規定により行政文書の開示を行うほか、住民が消防行政に対する理解を深めるために必要な情報提供施策および情報公表施策の拡充整備を図り、情報公開制度の総合的な推進に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定(次項および附則第4項の規定を除く。)は、平成10年4月1日以後に作成し、または取得した行政文書について適用する。
- 3 実施機関は、前項に規定する行政文書以外の行政文書の開示の申出があつた場合においては、現に保有しているものについてはこれに応ずるよう努めるものとする。
- 4 第11条の規定は、前項の規定により行政文書の開示の申出に応じる場合に準用する。

附 則(平成12年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成18年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第3号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。